

特記仕様書

- 1 工事名
令和5年度 公営住宅デッキ改修工事
- 2 工事個所
箕輪町 長岡住宅団地
- 3 工事概要
E棟2箇所の既存デッキ・階段・手摺りを撤去し、新規デッキ・階段・手摺りを設置する。
- 4 仕様書
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」最新版による。
 - (2) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については監督員と協議し施工すること。
 - (3) 本工事における設計図書の優先は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図、④工事標準仕様書とする。
 - (4) 工事の施工が原因で補償する瑕疵は受注者で負担すること。
 - (5) 本工事にかかる諸官庁への手続き及びそれにかかる費用は、本工事に含むものとする。
- 5 施工上の注意
 - (1) 工事に当たっては、事前に監督員、管理者、入居者等に作業内容、施工時期を説明し、協力を得ること。
 - (2) 工事中は工事ごと十分な養生を行って、常に現場内の整理整頓を行うこと。
 - (3) 工事中、工事個所以外の不良箇所を発見した場合は、監督員に報告し別途協議すること。
 - (4) 工事完成時は現場内外の後片付け、清掃を入念に行うこと。
 - (5) 工事中は入居者及び団地外の人々の安全に十分注意すること。
 - (6) 暴力団関係者等による被害を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出すること。

6 使用材料承認

工事の実施に先立ち施工計画書等を作成し監督員の承認を得ること。

7 書類及び報告書

- (1) 工事の竣工検査完了後、防腐塗料出荷証明書・報告書等をA4版にファイルして提出すること。
- (2) 写真は、工事名・撮影対象物・日時等を映し込み、必要事項を記入のうえ竣工写真と併せてアルバム（A4版）に整理し、書類等と併せて提出する。
なお、撮影箇所、時期は工事着手前・工事施工中・工事施工後とし、写真はカラーとする。

8 発生材の処分

- (1) 取壊し及び発生材の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適切処理推進要綱」その他関係法令により適切に実施する。
- (2) 受注者自らが廃棄物（解体材等）の処理（分別、保管、収集、運搬、処分の一連の行為をいう。以下同じ。）を行う場合は、廃棄物処理法に基づき、適正に行うこと。
- (3) 廃棄物（解体材等）の処理の全部または一部を下請人に委託するときは、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。
- (4) 廃棄物（解体材等）の分別を徹底し、再利用及び再資源化に努める。
- (5) 竣工したときは、最終処分地の案内図、処分処理マニフェスト制度に基づく最終伝票を提出すること。
下請け人に委託したときは、産業廃棄物処理業の知事の許可の写を提出すること。

9 施工の内容・範囲

- (1) 既存デッキ・階段・手摺りを撤去し、新規デッキ・階段・手摺りを設置する。新規デッキ・階段・手摺りの防腐塗装（2回塗り）は製作工場にて行い、現場施工後は木栓部位や組立時に発生したキズ等のタッチアップを行う。
- (2) 防腐塗料色は監督員の承認を受けて決定する。
- (3) 工事に支障のあるアンテナ、電気設備、電気引込箇所等は、移設して仮設置し工事完成後に復旧すること。
また、入居者設置の工作物等については、事前に協議すること。